

資料1

写

益福人第19号
令和5年12月8日

益田市人権・同和問題解決推進委員会

委員長 渡辺達也様

益田市長 山本浩章
(福祉環境部人権センター)

益田市人権尊重のまちづくり条例（仮称）について（依頼）

益田市付属機関設置条例第2条の規定に基づき、益田市人権尊重のまちづくり条例（仮称）に関する事項を審議するため、下記のとおり依頼します。

記

1 依頼事項

益田市人権尊重のまちづくり条例（仮称）について

2 依頼理由

本市においては、平成14年に益田市人権・同和問題基本計画を策定し、これまで概ね5年ごとに改定を行いながら人権教育及び人権啓発に関連する施策に取り組んできました。

しかしながら、同和問題をはじめ様々な差別や人権侵害が依然として存在するとともに、社会情勢の変化等に伴い、インターネットによる人権侵害や性的指向・性自認など新たな人権問題が生じているところです。

こうした状況を踏まえ、一人ひとりの人権が尊重され、差別のない地域社会の実現に向けて制定する人権尊重のまちづくり条例（仮称）に関する事項について、貴委員会の意見を求める。

<益田市附属機関設置条例より抜粋>

(設置等)

第2条 別表に掲げる執行機関に附属機関を置き、その担任事務、委員の定数及び構成、任期並びに表決方法については、別表に掲げるとおりとする。

別表

附属機関の属する執行機関	附属機関の名称	担任事務	委員の定数及び構成	委員の任期	表決方法
市長	益田市人権・同和問題解決推進委員会	人権センターが行う事業並びに人権・同和問題基本計画の推進、評価及び見直し、その他必要な事項について協議し、建議すること	25人以内 1 教育関係者 2 社会福祉団体の代表者 3 地域住民の代表者 4 学識経験者 5 市職員 6 その他市長が特に必要と認める者	2年	出席委員の過半数